

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1 施 設 名		滋賀県立聴覚障害者センター										
2 施 設 の 概 要		敷地面積：690.14㎡ 延床面積：868.48㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造 2階建て										
		施設内容 (所 在 地) 草津市大路二丁目11番33号 (設置目的) 聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 平成7年10月										
3 募集概要	募 集 方 法		非公募									
	申請要項配布期間		令和7年9月8日 ～ 令和7年10月6日									
	申請受付期間		令和7年9月8日 ～ 令和7年10月6日									
	指 定 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 (5年間)										
	管理業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 聴覚障害者への情報提供等、聴覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し ②手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣 ③情報機器の貸出し ④聴覚障害者の生活等に関する相談の実施 ⑤聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動等の支援 ⑥その他聴覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行う業務 (3) 施設の利用の承認に関すること										
	管理料参考額	227,870,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
4 応 募 状 況		<table><tr><th colspan="2">申 請 者</th><th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名 称</th></tr><tr><td colspan="2">滋賀県草津市 大路二丁目11番33号</td><td>社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td></td></tr></table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	滋賀県草津市 大路二丁目11番33号		社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	
		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称											
滋賀県草津市 大路二丁目11番33号		社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会										
		合計 1 者										
5 審査の概要および結果	審 査 方 式		滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
	選定委員会委員 (健康医療福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)		青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 四宮 健多 (公認会計士) 横畑 俊介 (弁護士)									
	審 査 基 準		別紙参照									

審査経過		第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年7月18日 (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内 容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定																																								
審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会																																								
	評価結果、 選定理由、 選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果 <table><tr><th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>選定基準5</th><th>合計</th></tr><tr><td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>3.6</td><td>23.68</td><td>15</td><td>20.08</td><td>1</td><td>63.36</td></tr></table> ※点数は各委員の平均値 (100点満点) ○各委員の採点結果 <table><tr><th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr><tr><td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>59.6</td><td>76.0</td><td>61</td><td>59.6</td><td>60.6</td><td>316.8</td><td>63.36</td></tr></table> ○提示額一覧表 <table><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr><tr><td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>227,870,000円</td></tr></table> 【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。 【指定管理者等選定委員会の概要】 (委 員) 専門的な知識を持った人材の確保が課題であると考えられるが、今後具体的にどのように人材確保に取り組むのか。 (申請者) 聴覚障害者の支援を行うためには、専門的な知識を持った人材の確保が必要であるが、手話通訳士の養成や市町との連携を通じ、職員の研修等も図りながら人材確保に努めていきたい。 (委 員) 県内の聴覚障害者の方に対するセンターの利用促進に向け、具体的にどう取組を行っているか。 (申請者) センターのホームページの手話の動画の掲載やパンフレットの作成等の利用の促進に向けた取組を行っている。 上記の結果、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。							申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	3.6	23.68	15	20.08	1	63.36	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	59.6	76.0	61	59.6	60.6	316.8	63.36	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	227,870,000円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																																			
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	3.6	23.68	15	20.08	1	63.36																																			
	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																		
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	59.6	76.0	61	59.6	60.6	316.8	63.36																																		
	申請者	提示額																																								
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	227,870,000円																																								

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

別紙 聴覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	5	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	7	35
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。		7	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		7	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や聴覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確認できているか。		7	
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。		3	

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。	・事業計画書 ・収支計画書	15	25
		・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の削減に取り組む提案となっているか。		10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4	30
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		4	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		4	
	・施設の運営実績	・当該施設を良好に運営した実績はあるか。		4	
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		4	
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か。		10	

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
5 滋賀県が締結する契約に関する 条例の目的達成に資する事項		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	5
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1	
合計				100	

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。